資料 3

砺波市男女共同参画推進計画策定について

現行の「砺波市男女共同参画推進計画」は平成２２年度末に策定されており、その計画期間は平成２７年度末までとなっている。

そこで、砺波市男女共同参画推進条例の規定に基づき、平成２８年度を初年度とする「砺波市男女共同参画推進計画(第３次)」を策定しようとするものである。

１　計画期間

新たに策定する計画	５年間：平成２８年度（2016）～平成３２年度（2020）

２　策定のための組織

庁内組織	市民との協働
【男女共同参画庁内企画推進会議】 ●会長（副市長)、副会長(教育長)、委員(課長以上の職員全員) 役割：計画の素案作成 ★砺波市男女共同参画庁内企画推進会議設置要綱	【男女共同参画市民委員会】(条例設置) ●市長が委嘱する 15 人以内の委員で構成する。 任期は２年で、会長(1 人)、副会長(1 人)は、互選により選出する。 役割：計画策定に関して、市長の諮問に応じ、答申すること。 ★砺波市男女共同参画推進条例
【計画策定専門部会】 ●委員は、原則として係長・主任クラスの中から１５名程度) 役割：計画の素案策定に関して調査研究を行うこと。	【砺波市男女共同参画推進員連絡会】 **●連絡会が推薦する推進員６名** 役割：策定専門部会委員との意見交換会を通じて計画策定に参画すること。

市民との協働

⇔

具体的な役割：推進計画の素案策定のための調査研究

- **●素案づくり**
- **●アンケートの項目について検討（総合計画とあわせて夏頃までに行う予定)**
- **●数値目標についての検討　（県民男女共同参画計画（第３次）の数値目標項目参考)**

３　タイムスケジュールの概要

男女共同参画庁内企画推進会議開催	H27/ 4
男女共同参画推進員から策定委員を選任(計画策定に係る協働は、H28.3 まで)	H27/ 4
男女共同参画推進計画策定専門部会開催（活動は、H28.3 まで)	H27/ 5
男女共同参画推進計画策定のための市民アンケート実施（提出期限 H27.6 末)	H27/ 5
男女共同参画市民委員会（第１回目）開催	H27/10
男女共同参画市民委員会（第２回目）開催	H28/ 2
男女共同参画推進計画の決定	H28/ 3
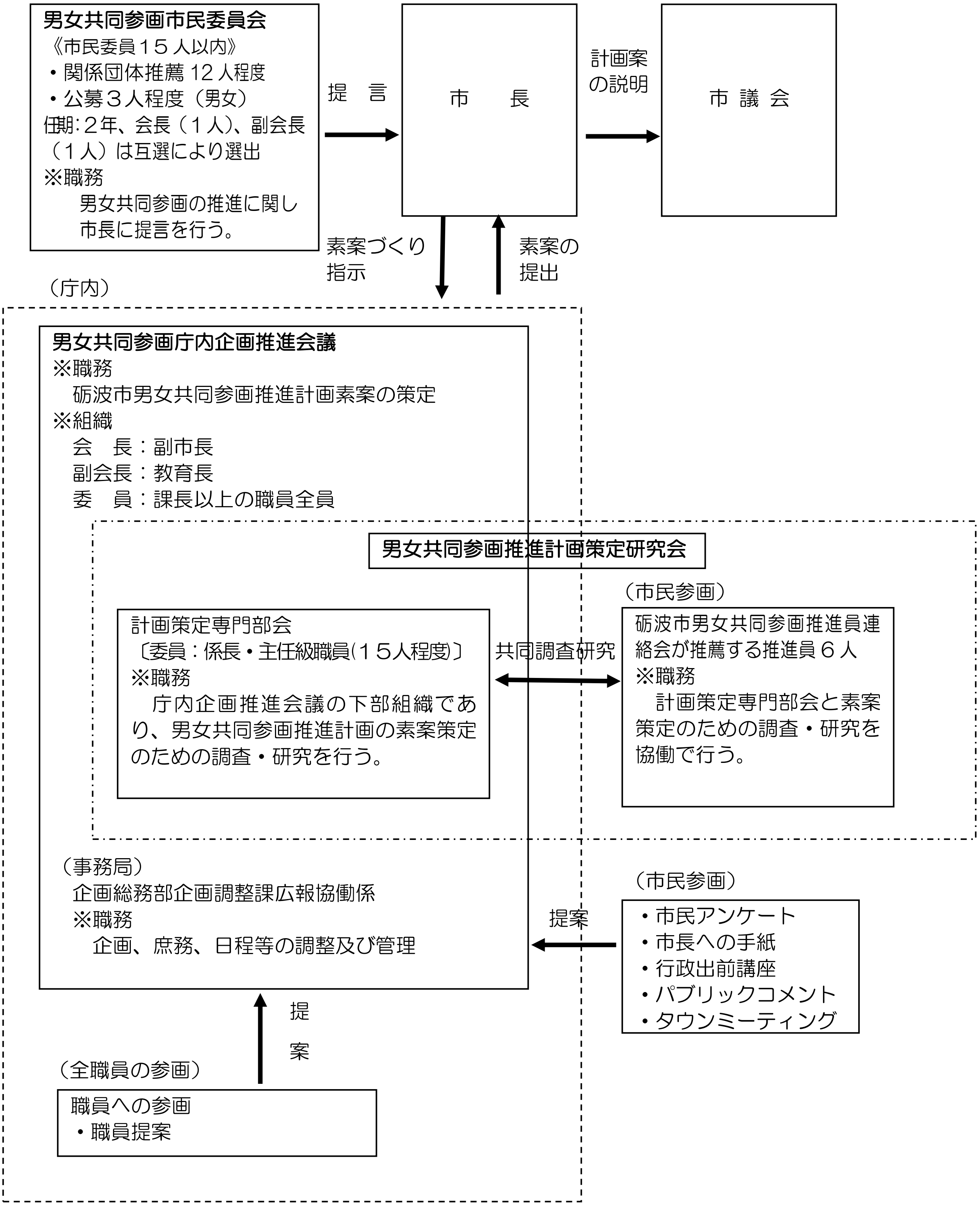
男女共同参画推進計画策定に関する組織